

一部の仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件の引き下げについて

令和8年4月1日から準中型免許・普通免許の仮免許取得可能年齢及び運転免許試験の受験可能年齢が、18歳から17歳6か月に引き下げられます。

これにより、いわゆる「早生まれ」の高校生であっても卒業までに準中型免許又は普通免許を取得しやすくなります。

なお、18歳未満で運転免許試験に合格しても、18歳にならないければ免許証の交付を受けることは出来ません。

現 行

準中型・普通仮免許取得可能年齢	準中型・普通免許受験可能年齢	準中型・普通免許取得可能年齢
18歳	18歳	18歳

施行後

準中型・普通仮免許取得可能年齢	準中型・普通免許受験可能年齢	準中型・普通免許取得可能年齢
17歳6か月	17歳6か月	18歳

本件のお問い合わせ先

自動車運転免許試験場 TEL 019-683-1251